

自治会交付金制度を創設しました

問合せ まちづくり協働課地域まちづくりグループ ☎ 84-5007

自治会交付金制度は、自治会活動を円滑に継続するための新たな支援制度です。本制度による交付金には次の2種類があり、対象となる事業の範囲内で、各自治会において用途を決定することができます。

年1回、各自治会からの申請に基づき交付金を決定し、自治会の口座へ入金します。

1. 自治会活動事業

対象事業

自治会の運営や活動の推進を支援する事業

交付限度額(年額)

100円×自治会加入世帯数(4月1日現在)+5,000円(均等割)

2. 広報配布等事務協力事業

対象事業

市が発行する広報紙等の配布および配布文書の回覧や、各種行政施策実施への協力に関する事業

交付限度額(年額)

770円×自治会加入世帯数(4月1日現在)

※自治会交付金制度の創設に伴い、従来の自治会長事務手数料は廃止します。

「亀山市まちをきれいにする条例」を改正しました (令和8年4月1日施行)

問合せ 環境課環境創造グループ ☎ 96-8095

「亀山市まちをきれいにする条例」の制定から20年が経過しましたが、市内の道路沿いなどには、依然として空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみが捨てられ、まちの美観が損なわれています。

そこで、ごみのポイ捨てに対する対応を強化し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、条例の改正を行いました。

主な改正点

- ▷対象としていたごみの種類を、「空き缶等、吸い殻等」から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物」に改めました。
- ▷市の責務に、市民団体、事業者または市民等が行う清掃活動等を支援するよう努めることと、関係機関と連携してごみの投棄の防止のために必要な施策や事業を行うことを追加しました。
- ▷事業者の責務に、その事業を行う場所やその周辺の清掃活動等に関する努力義務を設けました。
- ▷ごみの投棄を行い、市が勧告や命令したにもかかわらずそれに従わないときは、氏名等を公表できるように改めました。
- ▷ごみを投棄した者への罰則(3万円以下の罰金)を過料(5万円以下の過料)に改めることで、法による罰則に加えて過料を科すことができるように改めました。

